

林業開発資金に関する損失補償条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 72 号

林業開発資金に関する損失補償条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

林業開発資金に関する損失補償条例を廃止する条例(平成 19 年岩手県条例第 15 号)の施行期日は、平成 19 年 6 月 1 日とする。